

2020年5月15日

加入者各位

ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社  
代表取締役 島田 純子

新型コロナウイルス感染に関する自宅待機期間の  
ワーカーズ・コレクティブ共済・休業保障申請について

緊急事態宣言延長にともない、ワーカーズ・コレクティブの皆さまにおかれましては、日々のワークや日常生活において対応に苦慮されていることと思います。何とか早く終息することを願っております。

さて、この3月に「休業保障申請」についてのお知らせをホームページやメールにて配信いたしましたが、今回若干の修正をいたします。  
改めて下記事項に留意して申請をおこなってください。

<休業保障申請ができる？できない？>

**\*申請できる**（病院へ行くことが原則ですが、以下の**医師の指示には保健福祉事務所等**も含まれます。）

- 感染を疑われる共済加入者が**医師の指示により**自宅待機（ホテル等含む）となりワークを休業した。
- 家族が感染、もしくは濃厚接触者となったため、共済加入者が**医師の指示により**自宅待機（ホテル等含む）となり、ワークを休業した。

\*上記の場合、PCR検査等を実施し、陰性だったとしても休業申請ができます。

\*申請には必ず病院領収書の提出が必要（医師の指示に従い療養したという証明のため）  
ですが、新型コロナウイルス感染に関しては、保健福祉事務所等に相談後、速やかに病院で受診できない場合もあります。そのような場合にはまずご相談ください。

**\*申請できない**

- 自分で判断して、自宅待機をおこないワークを休業した。
- W.Coが判断して、メンバーを自宅待機とした。

ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社  
TEL 045-662-4346  
(土・日・祝除く 10:00~16:00)

\*緊急事態宣言延長のため**時間短縮**での営業となっております。

